

論 文

山村集落における伝統的景観保存への住民の反応
—京都府美山町における伝建地区の指定を事例として—

岩松文代*・藤掛一郎*

Villagers' Responses to the Preservation of Traditional Mountain Village Landscapes

—The Case of the Designation of a Group of Historic Buildings in Miyama,
Kyoto prefecture, as a Preservation District—

Fumiyo IWAMATSU* and Ichiro FUJIKAKE*

伝統的な山村集落の景観は今や希少な存在であり、近年その保存を望む声が高まっている。しかし、集落景観を保存するには、そこに住む住民の同意が得られなければならない。本研究で取り上げる重要伝統的建造物群保存地区（以下、伝建地区）は、文化庁によって選定される。しかし、市町村における地区指定が前提であり、地区全戸の同意が必要とされる。そこで本研究では、1993年に伝建地区の選定を受けた京都府美山町北集落と、同時期に町によって指定への賛否が住民に問われたものの、住民の同意が得られずに地区指定に至らなかった同町下平屋集落、南集落を対象に、指定への賛否に関する住民の合意形成がどのように進んだかを比較、考察した。その結果、地区指定への同意が得られるためには、集落景観の保存が集落により大きな利益をもたらすことが保証されること、また、集落の住民の間でより公平に利益が確保されることが保証されること、が重要な要件であると考えられた。そして、住民がこれらを判断する際には、集落景観を保存するだけでなく、それを集落の村づくりに活用することがそれぞれの集落において現実的であるか、あるいは、よいことであるか、といった考慮が重要な影響を持つと考えられた。

キーワード：山村集落、景観保存、住民、合意形成、重要伝統的建造物群保存地区

Traditional mountain village landscapes have become rare in recent years, and their preservation is increasingly demanded. However, to be effective, the preservation of a village's landscape requires the agreement of its residents. Moreover, for a group of historic buildings to be designated a preservation district by the Agency for Cultural Affairs, as in the case discussed in this paper, unanimous approval of the preservation plan by residents is required. We study the case of the village of Kita in Miyama, Kyoto prefecture, which was designated a preservation district in 1993. Two other local villages were also candidates, but were not designated preservation districts because the required unanimous approval of residents was not achieved. By comparing the discussion and decision processes of the three villages, we found that for unanimous approval to be achieved it was important that villagers were sure that preservation of the village landscape would be beneficial in the future, and that those benefits would be distributed as fairly as possible. It was also apparent that when villagers considered the benefits of preservation, they gave weight to the possibility that it would contribute to revitalizing and developing the village.

Key words: mountain village community, preservation of traditional landscapes, villagers, consensus building, preservation district for groups of historic buildings

1. はじめに

1995年に白川郷・五箇山の合掌造り集落が世界遺産に登録されたように、わが国の山村における伝統的な建築様式である茅葺き屋根の民家と、それを構成要素とする山村集落の景観は今や希少な存在であり、その保存を望む声が高まっている。しかし、集落景観の保存は、そこに住む住民の生活に何らかの制約を加えることを意味し、保存に向けては集落住民の理解と同意が不可欠である。

本研究の目的は、このような集落景観の保存に対する住民の理解と同意がどのような場合に得られるのかを探ることにある。研究の対象事例として、1989年から文化庁の重要伝統的建造物群保存地区（以下、伝建地区と略）への選定に向け、町による地区指定に関する話し合いが行われた京都府美山町の下平屋集落、南集落、北集落の3集落を選んだ。結果として、下平屋集落と南集落は指定を受けないことを決め、一方、北集落では長期にわたる議論の末、集落住民の同意が得られ、指定を受けるに至った。現在、北集落は、その集落景観を求めて年間5

* 京都大学大学院農学研究科森林科学専攻森林・人間関係学分野

* Laboratory of Forest Resources and Society, Division of Forest Science
Graduate School of Agriculture, Kyoto University

万人が訪れるまでになっている。本研究では、集落景観の保存という問題に以上のような異なる対応を示した3集落を取り上げ、第一に、集落景観の保存という課題が示された時、それに対して各集落の住民がどのような姿勢を示したか、さらに、指定に至った北集落において、集落内部での話し合いにおける争点は何だったのかを探り、集落景観の保存に対する住民の反応を明らかにする。また第二に、そのような住民の反応がそれぞれの集落の特性やその時の状況にどのように依っていたのかを探り、集落景観の保存が進むためにはどのような条件が必要かについて考察した。

II. 美山町における伝建地区指定

1. 制度の概要

伝建地区の制度は、1975年の文化財保護法の改正により定められたものである。この制度では、市町村が住民の意向を前提として伝統的建造物群保存地区を指定した上で、文化庁が、市町村の申し出に基づいてその中で重要と認めた地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定するという手順を踏む。選定地区は全国に53地区あり(1999年5月現在)、そのうち山村集落は5地区である。北集落は、1976年に選定された岐阜県白川村荻町に続いて2地区目の山村集落として1993年に選定された。

選定により地区が受ける制度的メリットは、茅葺き屋根の葺き替え、トタン屋根の茅葺き屋根への復元といった、補助対象物件に対する補助金の交付や、地区内の地価税、伝統的建造物の固定資産税が非課税になるといった税制優遇措置などである。制度的デメリットは、主に、建築物の建て替え、改築に規制がかかり、申請が必要になることである。

伝統的建造物群とは、文化財保護法によると「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」と定義されている。つまり、建造物のみでなく周囲の環境も含めて文化財とするものである。本研究の対象地区では、主な伝統的建造物は茅葺き屋根の民家であるが、その他の伝統的民家や、巨木、地蔵、地盤を支える石垣なども保存物件とされている。指定に至った北集落における指定物件は、建築物68棟と、その他工作物、環境物件である。内訳は、建築物では、茅葺き主屋19棟、茅葺き小屋3棟、トタン屋根(もと茅葺き屋根)主屋11棟、瓦屋根主屋12棟、蔵11棟、茅葺き屋根以外の小屋6棟、社寺4棟、その他2棟である。その他工作物では、露地門4棟、塀2棟、宝篋印塔1基であり、環境物件では、石垣(36ヶ所)1528m、社寺境内4ヶ所、地蔵3ヶ所12軀、石幢1基、桁の木1株である(美山町

1993)。また、建造物群を取り巻く森林、河川、水田、畑地も山村集落の景観を特徴づけるものとして指定地区に含まれている。このように、集落景観全体が地区として指定されることから、伝建地区の指定は、伝統的建造物の所有者はもちろん、地区住民全員に大なり小なり影響を及ぼすことがわかる。実際、市町村による指定には、地区住民の同意に基づくことが要件とされており、そのため、住民の合意形成が必要になる。

2. 指定に関する経緯

1987年、美山町は、伝建地区の調査を文化庁に申請した。次いで1988年に、美山町教育委員会は、調査の実施主体となり、文化庁担当者、専門家、3集落の住民代表からなる保存対策調査協議会を設置し、保存対策協議を開始した。そして、1989年に、この協議会が中心となり、下平屋、南、北集落を対象とした伝統的建造物群保存対策調査(以下、伝建調査)が行われた。指定の話が住民に示されたのは、この伝建調査のために開催された地元懇談会が始まりである。

1990年に、伝建調査の報告書が作成されると、指定への話し合いは行政から集落へ任せられ、各集落で合意形成の協議が始まった。その結果、1991年に下平屋、南集落は、指定を受けない意思表示をしている。しかし、北集落ではそれ以後も合意形成が続けられた。北集落では、1992年に、住民の合意署名が集められ、同年12月に、美山町伝統的建造物群保存地区保存条例の議決をもって地区指定された。そして、1993年12月には、文化庁の選定を受け、国の重要伝統的建造物群保存地区となった。

III. 調査方法

本研究で分析の対象とした資料は、主にアンケート調査と聞き取り調査から得た。アンケート調査は、岩松(2000)の報告を参考に調査項目を選び、1999年12月に実施した。アンケート対象者は3集落全戸の世帯主としたが、世帯主以外が集落の寄り合いに出ていて伝建地区の話を聞いていた場合はその人とした。また、1991年以降の移住者は除外した。配布回収は戸別訪問にて行い、配布時の不在宅は留置、回収時の不在宅は郵送返却とした。3集落を合計すると、対象世帯数は87戸、回収数は69票であった(表-1)。表に、回答者の性別、年齢階層別の内訳を示したが、調査対象が世帯主中心であったことから、男性、高齢の回答者がほとんどであった。本研究で分析に用いた設問は、すべて選択式で、択一方式である。設問は、集落の社会的背景に関することと伝建地区の指定に関することである。前者は、集落景観への意

表-1 アンケート回答数と回答者の内訳
Table 1 Details of response

	下平屋 Shimohiraya	南 Minami	北 Kita	合計 Total
全世帯数 (戸) Number of households	45	26	45	71
対象世帯数B (戸) Number of distribution	30	20	37	87
回収数A (票) Number of response	22	17	30	69
回収率A/B (%) Response rate	73	85	81	80
性別 Sex				
男Male	19	14	21	54
女Female	3	3	9	15
年齢 Age				
30～39才	1	0	0	1
40～49才	2	1	0	3
50～59才	5	4	2	11
60～69才	8	6	17	31
70～79才	4	3	10	17
80～89才	2	3	0	5

識、後継者の有無、集落の過疎化・高齢化への意識、集落にまず必要なこと、後者は、指定への関心、指定への賛否、指定に対する期待と懸念である。調査票では、指定の話が示された頃の住民の考えを知るために、「お答えいただくのは10年前のことです。1989年のことをおたずねします」と説明し、伝建調査が開始された当時の考えを思い出して回答してもらうようにした。ただし、北集落では、その後、指定への合意形成が長期に渡って行われ、さらに現在では観光による村づくりが進められているため、当時の考えとそれ以後の考えが、若干混同された可能性もあり、回答の解釈にはその点で注意が必要である。アンケート結果の考察にあたっては、岩松(2000)の報告の際に3集落15名の住民を対象に行った聞き取り結果と、再度、北集落の住民であり、元美山町役場の担当者に対して行った聞き取り(1999年12月実施)の結果を参考に用いた。

IV. 結果および考察

1. 3集落の景観と社会

本項では、3集落の景観と社会情勢について述べ、それぞれの集落がどのような状況の下で、指定についての話し合いにのぞんだかを明らかにする。

1.1 集落景観

3集落のうち下平屋集落は、美山町の中央部に位置する。由良川を挟む兩岸のなだらかな丘陵地上にあり、田畑の中に民家が広く散在している。位置や方向は規則的ではないが、落ち着いた印象を受ける集落景観である。集落内を府道が通り、集落は2つに分断されている。南集落は、平地に田畑が広がり、眺望が開けている。民家は、森林と田畑の境に、集落道路沿いに列状に並んでお

表-2 母屋の屋根材料(1990年)
Table 2 Materials of the main houses' roofs

	下平屋 Shimohiraya	南 Minami	北 Kita
茅 Thatch	6(14)	5(20)	19(42)
杉皮 Bark	1(2)	2(8)	0(0)
トタン覆い(元茅か杉皮) Iron sheet on thath	22(52)	2(8)	9(20)
トタン Iron sheet	7(17)	5(20)	5(11)
瓦 Tile	1(2)	6(24)	12(26)
その他 Others	5(12)	5(20)	0(0)
合計 Total	42(100)	25(100)	45(100)

注：美山町(1990a)を参考に作成
注：単位は棟、()内は%

り、府道からは離れたところに立地している。北集落は、南集落と由良川を挟んだ対岸に位置し、南側の河川と北側の山々に囲まれた集村である。平地が少なく、民家は、ひな段状に密集している。民家の大きさや方向、立地は規則的で、道路から見上げると、一度に全ての民家が視界に入る。

民俗資料館(北集落)の資料によると、美山町には約250棟の茅葺き屋根の建造物が残り(1998年現在)、茅葺き屋根の残存率は日本一といわれている。1960年代までは、現在よりはるかに多くの茅葺き屋根が残っていたが、その後急速に減少し、近年においても減少傾向にある。3集落とも、1800年代初期から中期に建てられた、北山型の茅葺き屋根の民家が特徴である(美山町 1990a)。近年では、茅葺き屋根をトタン屋根に葺き替える家も目立ってきたが、トタン屋根の民家も茅葺き屋根の民家と同じく、構造は伝統的建築様式である。瓦屋根の民家も1800年代後期の伝統的な建造物が多い。

伝建調査時における各集落の母屋の屋根材料は、以下の通りである(表-2)。下平屋集落は、茅葺き屋根をトタン屋根で覆った家の割合が高く、茅葺き屋根の家の割合は低い。ただし、このトタン屋根は瓦屋根と違い、茅葺き屋根に戻すことが可能である。南集落は、茅葺き屋根、トタン屋根、瓦屋根などにわかれている。北集落は、3集落の中で茅葺き屋根の割合が最も高かった。しかし、茅葺き屋根に復元不可能な瓦屋根の割合も25%程度であり、この割合は下平屋集落と比較して高くなっている。

茅葺き屋根が減少している理由のひとつに、葺き替えが困難になっていることがあげられる。かつては親戚関係の結いの労働交換によって葺き替えられていたが、茅葺き屋根の減少とともに結いのつながりも薄れてきている。そのため、葺き替えを業者に任せることが多くなっ

ているが、その場合、葺き替え費用は、全面葺き替えと茅の調達を合わせると、600~700万円にのぼる。このような状況にあって、北集落では1988年に、葺き替えの手間や茅の調達を共同で行う集落組織である「茅葺き屋根保存組合」（以下、かや組合）が設立され、費用負担の低減の取り組みが始められていた。

美山町は、京都市内から車で2時間弱の距離にある、自然の豊かな山村であり、1990年当時には3集落とも、集落景観を写真や絵の題材に求める訪問者を集めていた。そのほか、下平屋集落には、重要文化財に指定されている農家住宅があるため、町の観光ルートのひとつとして、かつてから訪問者があった。南集落では、由良川が流れているため、鮎釣り客が訪れていた。北集落では、伝統的な集落景観が高く評価されて、マスコミや研究者の注目度が高く、散策に来る人などもあり、その数は年々増加傾向にあった。また、北集落では、集落による訪問者の受け入れ対策として、伝建調査のころから婦人会による特産品づくりが始められていた。この活動は、集落で採れたもち米や小豆を材料とした、お饅頭や団子の製造、販売である。

最後に、集落景観への住民の価値意識についてアンケート調査の結果をみる。アンケートでは、「集落の風景についてどのようにお考えでしたか」と質問した。これに対し、「大変価値がある」、「価値がある」と答えた人は、3集落とも半数くらいであった（図-1）。下平屋集落では「特に価値はない」とした人が約30%と多いものの、景観は価値があると考えている住民の割合は、指定に至った北集落と他の2集落では、ほぼ同じ程度であった。

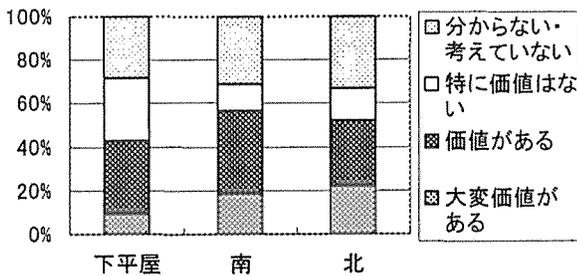


図-1 集落景観への価値意識
Fig.1 Value of village landscapes

表-3 人口構成(1998年)
Table 3 Population

	下平屋 Shimohiraya	南 Minami	北 Kita
人口 (人) Population	134	59	122
世帯 (戸) Number of households	45	23	42
65才以上 (人) Age 65 over	42	27	32
65才以上 (%) Age 65 over(%)	31.3	45.8	26.2

資料：集落による集計・住民登録

1.2 社会情勢

集落人口は、下平屋集落が134人、北集落が122人と同程度の規模であり、南集落は59人でこれらの約半数である（表-3）。3集落とも高齢化が進行しているが、特に南集落においては、65歳以上の人口が約46%であり、高齢化率がかなり高い。また、アンケート調査から、家の後継ぎの有無を述べる。当時、社会人で同居している子供のいる世帯の割合は、3集落とも低かった（図-2）。後継ぎの有無は、3集落とも同程度であるが、とくに北集落での聞き取りで、後継ぎの不在は集落の問題であるという意見が得られた。それは、北集落では農業収入だけでは後継ぎが生計をたてるのに不十分であることが問題視されているからと推察される。

3集落で最も農業が盛んなのは、下平屋集落である。当集落では、かつてから、樹苗生産や花卉栽培などを美山町内で先駆的に行ってきた。1990年の総戸数は39戸であるが、そのうち32戸が農家である（表-4）。現在でも、移住者以外のほとんどが兼業農家である。南集落も同様に農家の割合が高く、1990年では、農家は全22戸のうち17戸である。北集落は、農家率が約25%であり、極端に少ない。次に、集落あたりの経営耕地面積は、下平屋集落が最も広く、以下、南、北集落の順である。一戸あたりの耕地面積も同様の順であり、とくに北集落の農地面積は狭い。以上より、北集落は農業が盛んではないことが読みとれる。

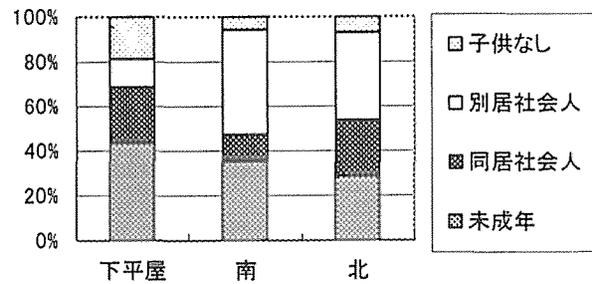


図-2 後継ぎの有無
Fig.2 Current situation of children

表-4 農業の概要 (1990年)
Table 4 Outline of agriculture

	下平屋 Shimohiraya	南 Minami	北 Kita
世帯数(戸) Number of households	39	22	49
総農家数 (戸) Number of farmhouses	32	17	12
農家率 (%) Rate of farms	82.1	77.3	24.5
農業就業人口 (人) Number of farmers	68	24	17
経営耕地面積 (ha) Agricultural area	21.4	10.7	5.9
一戸平均耕地面積 (ha) Agricultural area per farm	0.67	0.63	0.49

資料：農林業センサス

次に、各集落における就業の主な違いを述べる。下平屋集落は、農業に従事していた人が多く、現在、60代以上で、農業以外の職業経験のある人は少ない。北集落は、農業をしていない住民が多く、中でも公務員が目立つ。とくに教員が多く、現職者と定年後の住民を合わせると10名を超える。教員退職者の年金は、国民年金と比較すると高額である。また、北集落では、家の誰かが年金を受給している世帯は28戸で、そのうち13戸は総所得の5割以上を年金から得ている世帯であり（京都大学経済学研究科中野研究室 1998）、伝建地区の話が出た前後の時期に、年金生活に移行した人が多い。

3集落とも自営業はあるが、商店はほとんどない。下平屋、北集落ではそれぞれ一軒づつのたばこ店、南集落で移動販売が一軒にとどまり、観光関係の店舗はない。

1.3 住民の意識

アンケートの結果から、集落の過疎化・高齢化への危機感、集落にまず必要なことについて住民の意識を以下にまとめる。

集落の過疎化・高齢化への危機感については、「当時、集落の過疎化・高齢化をどうお考えでしたか」という質問をした。選択肢は、「集落が衰退していく危機感を持ち、何とかしなければと考えていた（危機感と解決意識）」、「集落が衰退していく危機感を持っていたが、何とかしなければという意識はなかった（危機感のみ）」、「当時の状況を問題だと思っていなかった（問題視していない）」、「考えていない」、「覚えていない」である。図-3をみると、3集落とも多くの住民が危機感を感じていた。最も高齢化の進んだ南集落では、「危機感と解決意識」、「危機感のみ」を合わせて80%を越えており、3集落の中で最も多いが、これらの項目については、下平屋、北集落でも約70%と多かった。また、各集落とも、危機感と解決意識を合わせ持つ人の割合が半数近くあることから、各集落の住民は若者が少ないことを大きな問題と捉えていたことがわかる。

集落にまず必要なことについては、集落間で大きな違

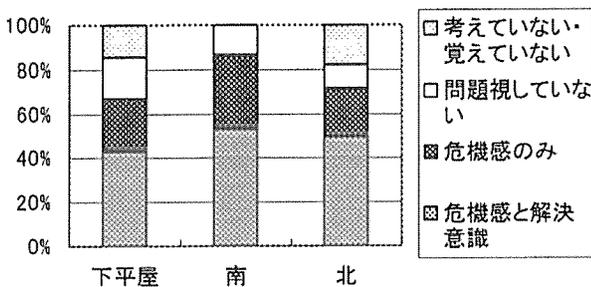


図-3 過疎化・高齢化の危機感
Fig.3 Concern for the problems of depopulation and high rate of elderly people

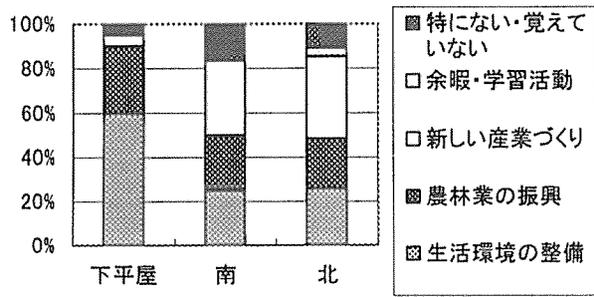


図-4 集落にまず必要だと思うこと
Fig.4 What is needed for the village

いがあった。「当時、集落がより豊かになるために、まず必要なことは何だとお考えでしたか」という質問に対して、「生活環境の整備」、「農林業の振興」、「新しい産業づくり」、「余暇・学習活動」、「特にない」、「覚えていない」の選択肢でたずねた結果、下平屋集落では、過半数が「生活環境の整備」であり、次に「農林業の振興」が続く、この2項目で90%以上であった（図-4）。これに対して、南、北集落では「新しい産業づくり」が最も多く、次に「生活環境の整備」と「農林業の振興」が続いており、下平屋集落とは異なる結果であった。

本項の要点をまとめると、3集落で共通する点は、後継ぎが同居していない家が多かったこと、集落の景観は価値があると思う人が半数くらいであったこと、過疎化・高齢化に対してかなり多くの人が危機感を持っていたことである。反対に、3集落で違いの大きな点は、下平屋集落ではトタン屋根の割合が高く、南、北集落では、茅葺き屋根と瓦屋根が多いこと、北集落では農地が狭く、農業者が少ないこと、南、北集落では新しい産業づくりが求められたこと、さらに、北集落は茅葺き屋根の保存と観光に関連する村づくりが始まっていたことである。

2. 住民の反応

2.1 指定への関心と賛否

「当時、集落が伝建地区に指定されるかどうかに関心をお持ちでしたか」という質問に対して、「大変関心があった」、「多少関心があった」を合わせた割合は、高い順に、南集落で80%以上、北集落で約75%、下平屋集落で50%であった（図-5）。下平屋集落では、30%が「関心はなかった」と答えており、反応の違いが目立った。

次に、「指定の話が出て、伝建地区とはどういうものかを初めに聞いたとき、どのようにお考えになりましたか」と賛否を聞いた（図-6）。3集落全体でみると「どちらでもない」という回答が目立ったが、賛成者が多いのは北集落で、「賛成」、「どちらかという賛成」を合わせると60%以上になり、中でも「賛成」と答えた人が多い。下平屋、南集落では「賛成」または「どちらか

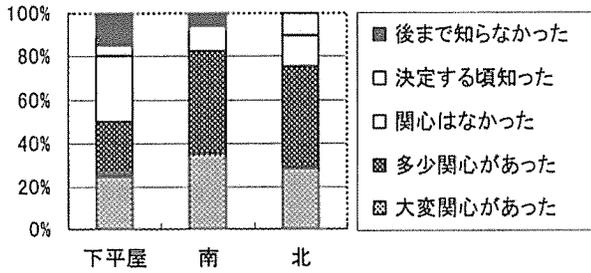


図-5 指定されることへの関心
Fig.5 Interest in the designation

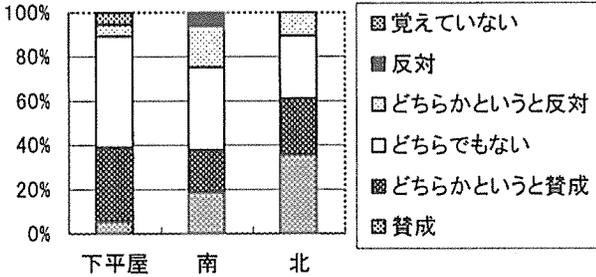


図-6 指定されることへの賛否意思
Fig.6 Opinion about the designation

いと賛成」と答えた割合は40%程度であった。また、下平屋集落では「どちらでもない」が半数くらいであり、南集落では、「反対」、「どちらかという反対」を合わせて約25%と多いことから、下平屋集落では、はっきりとした賛否が示されておらず、南集落では賛否がはっきり分かれたといえる。

以上のように、下平屋集落では、関心と賛否ともに積極的意見が少なかった。南集落と北集落では、関心の度合いが高く、賛否が比較的はっきりしていた。

2.2 指定への期待と懸念

ここでは、指定について示された時、住民が伝建地区の意味をどのように捉えたのかを明らかにする。設問は「伝建地区とはどういうものかを初めに聞いたとき、以下の点は重要だと思われましたか」とし、9項目の期待すること（表-5）と8項目の懸念すること（表-6）について、それぞれ「かなり重要」、「やや重要」、「そう思わない」からひとつ選択してもらった。

まず、全体的な傾向をみると、期待する項目について重要と考える割合は、北集落で高いことが読み取れる（図-9）。下平屋集落（図-7）と南集落（図-8）はあまり変わらないが、南集落の方が、重要と答えた割合がやや高い。次に、懸

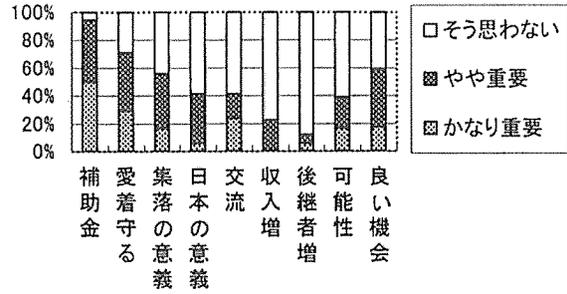


図-7 指定に期待すること（下平屋集落）
Fig.7 Expected advantages of the designation(Shimohiraya)

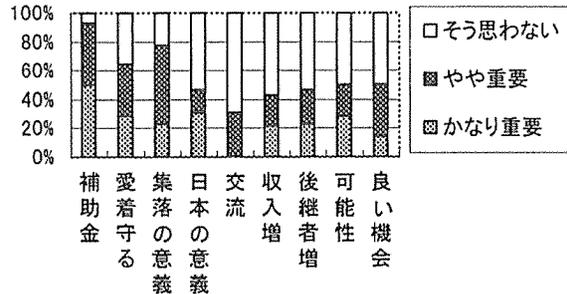


図-8 指定に期待すること（南集落）
Fig.8 Expected advantages of the designation(Minami)

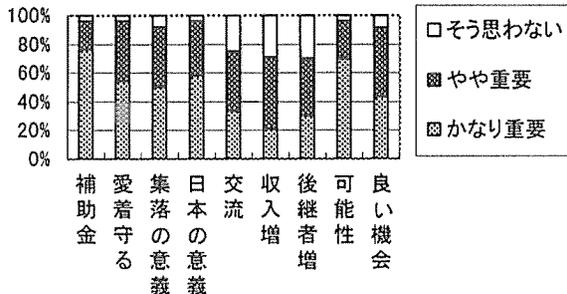


図-9 指定に期待すること（北集落）
Fig.9 Expected advantages of the designation(Kita)

表-5 期待すること（アンケートの設問項目）

Table 5 Expected advantage of the designation(items of question)

分類	項目	項目の略
景観保存	屋根の葺き替え、家の修理に補助金が出て良い	[補助金]
	愛着のある生活環境を守ることができる	[愛着守る]
	集落にとって、歴史・生活文化の保存は意義がある	[集落の意義]
	集落の指定は、日本全体から見て意義がある	[日本の意義]
観光関連	訪問者との交流が生きがいになる	[交流]
	観光関連の雇用ができ、家の収入が増えて良い	[収入増]
	雇用が生まれ、後継ぎが帰って来られる	[後継者増]
挑戦	集落にとって指定は新しい村づくりの可能性を持つ 最善の方法かは分からないがこの機会を活かす	[可能性] [良い機会]

表-6 懸念すること（アンケートの設問項目）

Table 6 Expected disadvantage of the designation(items of question)

分類	項目	項目の略
景観保存	規制にしばられるので困る	[規制]
	自分にとって利益がない	[利益なし]
	住民に経済的な不平等をもたらす	[不平等]
	先祖から継承してきた集落の良さがなくなる	[変容]
観光関連	観光中心の集落になるのが困る	[観光化]
	新しいことを始めるのは大変である	[大変]
	訪問者の出すゴミの被害にあう	[ゴミ]
不安	指定になるとどうなるか分からないのが困る	[未知]

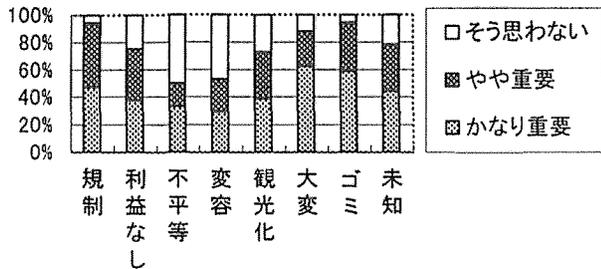


図-10 指定に懸念すること (下平屋集落)
Fig.10 Expected disadvantages of the designation(Shimohiraya)

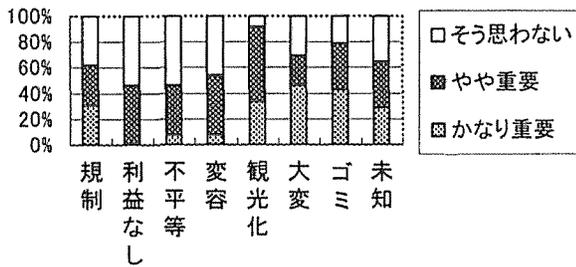


図-11 指定に懸念すること (南集落)
Fig.11 Expected disadvantages of the designation(Minami)

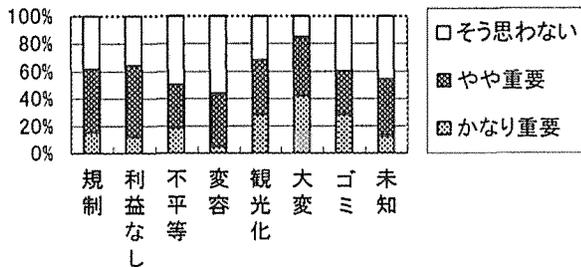


図-12 指定に懸念すること (北集落)
Fig.12 Expected disadvantages of the designation(Kita)

念する項目について重要と答えた割合は、全体に下平屋集落で高く、多くの項目で「かなり重要」とする割合が高かった(図-10)。南集落(図-11)と北集落(図-12)は同じくらいであり、「かなり重要」、「やや重要」を合わせると過半数であった。3集落を概観すると、下平屋集落は、期待が小さい半面、懸念が大きく、南集落は期待より懸念の方がやや大きく、北集落は、期待が大きく懸念が小さい傾向であった。

次に、住民の期待と懸念には、どのような集落の特性や当時の状況が関連しているのかについて、聞き取り調査をふまえて考察する。

下平屋集落では、3集落の中でも[規制]への懸念が最も大きかった。当集落では、「息子を実家に帰す場合、住みやすい家にせねば無理である」(美山町1990b)との意見が出たように、後継ぎとの同居の際に増改築ができなくなることが懸念され、伝統的生活様式の保存より若者の生活の利便性が需要とされたと思われる。また、当地区には重要文化財の農家がある。この農家の先代主

人は、重要文化財になると大きな変更ができなくなるという不便さは承知の上で、地域の発展に役立つために指定を受けた(西川 1979)というが、伝建地区の規制は、重要文化財ほど厳しくない。しかし、住民は、集落内に重要文化財があり、その規制を見聞きしていたため、重要文化財のような規制が集落全体にかかることを懸念したと思われる。また、当集落では、[利益なし]、[不平等]への懸念が他集落より若干大きかった。その理由は、指定の詳しい内容が住民に十分に伝達されておらず、伝建地区指定は茅葺き屋根だけを補助する制度であると考えた人が多かったという聞き取り結果から推察すると、茅葺き屋根以外の住民は、指定によって利益が得られないことを懸念したからであると思われる。さらに、当集落では、茅葺き屋根をトタンで覆った家が多いが、とくに伝建調査当時では、トタン屋根で覆う家が増えていたとのことであり、このような住民が懸念を示したのではないと思われる。次に、観光関連の項目をみると、[収入増]、[後継者増]への期待がとくに低くなっている。反対に、観光関連の懸念は大きく、とくに、[大変]、[ゴミ]が大きい。その背景に、当集落は農業の比重が比較的高いため観光業が期待されず、また、「保存は良いが経済との調和が成り立つのか」(美山町 1990b)という意見も出されたことから、景観保存による観光業は想定されなかったことがあり、むしろ訪問者の増加による不利益が想定されたと考えられる。以上の理由により、3集落の中で最も多くの点が懸念されていた。

南集落では、期待する項目と懸念する項目の割合は同程度であるが、若干、景観保存の項目については期待が大きく、観光関連の項目については懸念が大きい。とくに、観光関連の項目では、次の点を示唆される。結果は、[交流]への期待が小さく、[観光化]への懸念が大きかった。聞き取りでは、「村や祭りは住民のふれあいの場であり人にみせるものではない」という意見が得られたが、訪問客との交流には消極的な一面があったのかもしれない。一方、[収入増]、[後継者増]の期待が半数くらいある。このように南集落では、観光による効果が期待されていた。また、アンケート結果においても、集落には新たな産業づくりが必要とされていた。しかし、聞き取りでは、村づくりの活動が増えることは、極端な高齢化のため体力的に無理であること、高齢者の農業と年金生活は多忙であり、人口が少ないために集落の役も多く、時間的にも無理という意見が聞かれたように、観光関連の活動に向かうことは現実的ではなかったと思われる。このことが、指定への同意を得られなかった要因ではないと思われる。

北集落では、景観保存について、[愛着守る]、[集落

の意義]を重要とする割合が高かった。それは、「かや組合」が設立されていたことから、住民の多くは、茅葺き屋根の保存に同意していたのではないかと考えられる。また、[日本の意義]は、伝統的景観の提供による、都市住民などの、集落の外への貢献を期待するかを聞いた項目であるが、北集落ではこの項目への期待が高く、「やや重要」、「かなり重要」をあわせるとほぼ全員で、中でも過半数が「かなり重要」としており、他集落との違いが大きかった。このように、[集落の意義]と同時に[日本の意義]を期待していたが、これは、住民が、年々増加していた訪問者から集落景観の評価を聞き、注目されていることを感じとっていたからであると思われる。また、[観光化]の期待が高いが、懸念が他集落より少ない。北集落には、日常生活を変化させることなく、かつてから訪問者を受け入れてきた経緯があった。そのため、開発を伴わない観光がありうるという判断ができたからと思われる。さらに、新たな試みへの挑戦である[可能性]、[良い機会]については、北集落での期待は圧倒的に高くなっており、未知への懸念が小さかった。これは、伝統的景観の保存を集落の活性化の方法として、挑戦する価値があると考えたからではないだろうか。合意形成の時期に、年金生活へ移行した人が多かったため、経済的ゆとりがあったことも理由のひとつであると思われる。

以上のように、景観保存については、どの集落でも過半数が期待しており、指定による景観保存の効果は3集落で認識されていたといえる。しかし、観光関連の項目では、下平屋、南集落では全体的に低いが、北集落で重要と答えた割合が高く、この点が異なっていた。

2.3 指定への同意

下平屋、南集落では、それぞれの期待と懸念を前提として、指定を受けない方向に合意形成が進められ、両地区は指定への同意には至らなかった。指定に同意した北集落でも、住民は多くの懸念を持っていた。しかし、「指定に対する初めの意見は、決定するまでにどう変わりましたか」という質問に対して、「指定に賛成の方向へ変わった」、「指定に反対の方向へ変わった」、「変わらない」、「考えはない」、「覚えていない」から選択してもらったところ、下平屋、南集落では、過半数は「変わらない」という回答であったのに対して、北集落では、過半数が「指定を受けることに対して賛成の方向へ変化した（賛成者はさらに賛成の意欲を強めた）」という回答であった（図-13）。それでは、なぜ北集落では、多くの住民が懸念を解消し、指定への合意形成ができたのであろうか。次に、聞き取り結果から、住民が指定に同意した心理的要因を2つにまとめて述べる。

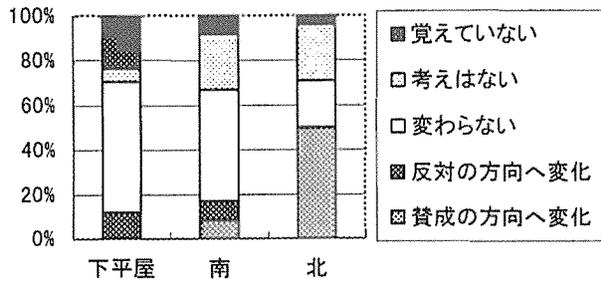


図-13 指定への意思の変化
Fig.13 Change of opinion

① 観光事業がもたらす利益

北集落の特産品づくりは、指定へ向けた話し合いが行われていた最中の1991年には、住民の共同経営組織「きび工房」となり、組織活動として本格化した。さらに同年、「京都府シンボルづくり事業」の計画作成が開始される（以下、シンボル事業）。その事業内容は、茅を保管する茅収納庫、古民家を活用した民俗資料館、訪問者への情報提供や物産販売を行う集落保存センター（食堂）の整備で、指定が決定した後に順次、整備される。このように、合意形成と並行して、観光に関する新たな活動の場ができることになった。集落が伝建地区として国の文化財になれば、訪問者が増加し、「きび工房」やシンボル事業による各施設の売上向上が見込める。このように、経済効果が高まることは事業進行とともに現実的になり、新たな産業づくりを期待している北集落において説得材料になったと考えられる。その上、さらに期待を高めた背景には、集落の活性化への意欲があった。北集落では、集落に主要な産業がないという危機感や、農家が少なく、農地も狭く後継者が減少していく不安があった。そこで、住民は、この機会を活かして、新しい村づくりをした方が、集落の将来にはよいと判断したといえる。重要な背景は、訪問者や集落外からの評価を住民が認識したことや、観光に結びつく事業が同時期に重なったために、指定による集落景観の活用への道筋が明らかに住民に示されたことである。そして、住民が過疎化・高齢化の現実的な打開策として期待できたことが、指定への意欲をさらに高めたと考えられる。

② 公平性の確保

合意形成におけるもう一つの要因は、公平性の確保である。合意形成では、特定の人に利益が片寄ることへの懸念を解消するよう話し合いが進められた。このような懸念が生じた理由には、瓦屋根の家が多かったことがある。住民全員の意思がまとまるためには、屋根材料による補助金の差が問題になる。そこで、集落の役員らは、住民の平等性を保つため、京都府や文化庁も交えた話し合いで、補助枠を拡大することが必要であると要請した。

その結果、この要請は補助金額に反映され、茅葺き屋根の葺き替えの補助金額は7割以内、また、文化庁が認める伝統的建造物の修理、修景の補助金額は5割以内と定められることで瓦屋根の家も補助の対象となった。住民には、補助対象は茅葺き屋根だけではなく、伝統的様式の家は含まれるということが説明された。相川（1991）は、一般的に、村落には各種事業導入の合意形成基準として、平等の論理、公平の論理、経済的弱者に対する配慮の論理が現れるとしている。集落全域の景観保存には、住民の様々な利害が関係することになる。伝統的景観の保存の場合、住民の所有する建造物はそれぞれ異なるため、全くの平等を保つことは出来ないが、北集落では、それぞれに適切な条件で公平を図るようにしたといえる。

また、北集落の観光業は、個人的な商業利益を期待した住民や他地域の観光業者によるものではない。先にみた観光業への期待には、景観保存は集落や日本にとって意義があると考えたことが要因にある。北集落は「かやぶきの里」といわれているが、茅葺き屋根は、それ以外の自然・文化的な景観要素があることで生かされているのではないだろうか。住民から、「指定は茅葺き屋根の保存だけではなく、集落の生活すべての保存なので、全員の協力があって初めて伝建地区である」という意見が出た。住民は、景観保存が将来的に住民全員の利益になると理解したのである。

3. まとめ

指定への賛否は、住民が、集落景観に価値を見いだしていること、愛着を持っていることや、集落の過疎化・高齢化に危機感を感じていることだけが決め手ではないといえる。指定に対する住民の期待と懸念には、各集落の訪問者の状況、農業の状況、人口構成、屋根材料などが関係しており、とくに、景観保存への期待のみでなく、集落景観を活かした観光に期待するかどうかの影響して

いた。また、指定に同意するためには、集落により大きな利益をもたらすことや、住民の公平性が確保されることが重要であると考えられた。山村集落で伝統的景観保存を始める場合、住民は、村落社会のまとまりが保たれ、将来的に日常生活に支障をきたさず、より大きな利益が得られることが保証された上で同意する。その利益に対する住民の解釈には、伝統的景観が保存される意義を認識するだけでなく、景観保存による村づくりが集落にとって現実的に可能かどうか、将来的に集落にとってよいことなのかについてどのように考慮するかが重要であることがわかった。

謝 辞

本研究のアンケート調査、聞き取り調査にあたり、美山町下平屋集落、南集落、北集落の区長さんを初め多くの住民の皆様にご多大のお世話になりました。この場を借りて心よりお礼申し上げます。

引用文献

- 1) 相川良彦（1991）農村集団の基本構造. 339-353, 御茶の水書房, 東京.
- 2) 岩松文代（2000）地域文化の保存施策と集落の対応－京都府北桑田郡美山町の3集落を事例として－. 森林応用研究. 9-1. 37-43
- 3) 京都大学経済学研究科中野研究室（1998）京都府北桑田郡美山町北地区農村調査報告書. 40-41
- 4) 美山町教育委員会（1993）美山町北 茅葺の里.
- 5) 美山町・美山町教育委員会（1990a）伝統的建造物群保存対策調査報告書. 23-30
- 6) 美山町村おこし課担当者（1990b）下平屋集落における寄り合いの議事記録
- 7) 西川幸治（1979）歴史の町なみ 京都篇. 137-138, 日本放送出版協会, 東京.